平成２９年（フ）第５２号
新潟県三条市南新保６番29号　ファインプラザ310号
債務者　川又　康弘
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第３８３号
静岡県田方郡函南町塚本584番地の３
債務者　品川　美穂
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１００号
京都府木津川市山城町平尾西方儀４番地
債務者　東川　章子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３０号
京都府舞鶴市字森250番地―11棟205号
債務者　中澤賀生里
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第７８３号
堺市堺区中之町東３丁１番30―203号
債務者　松永　　瑛
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９６３号
堺市西区上495番地４（204号）
債務者　渡邉　正吾
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４１０号
熊本県合志市豊岡2000―84　グランディールⅠ・Ⅱ2203号室、住民票上の住所熊本県菊池郡菊陽町大字原水4946番地
債務者　松川　幸介
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１３３号
北海道苫小牧市拓勇西町４丁目９番20号　コーポ2002　105号
債務者　中川　　亨（旧姓宮島）
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２９１号
岩手県滝沢市妻の神141番地４
債務者　菊地翔太郎
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３６３１号
大阪府豊中市千里園３丁目１番48号
債務者　飯田　鏡子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６８７号
大阪府交野市私部８丁目11番３―102号、前住所大阪府交野市私部４丁目１番３―201号
債務者　倉田　秀樹
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６８８号
大阪府交野市私部８丁目11番３―102号、前住所大阪府交野市私部４丁目１番３―201号
債務者　倉田　弘美
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８０６号
大阪府茨木市南耳原１丁目５番34号　グランアンジュⅡ106号室、前住所大阪府茨木市東福井１丁目20番24号
債務者　森上　美保（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８１２号
大阪市平野区長吉長原４丁目９番５号プチトリアノン303号
債務者　片岡　弘至
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８８７号
大阪府枚方市山之上北町23番14―102号、前住所大阪府枚方市朝日丘町９番18―22号
債務者　玉田優里奈
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９１８号
大阪市平野区長吉長原西２丁目２番24―605号
債務者　満元菜穂美
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９７０号
大阪市鶴見区諸口２丁目12番３―604号
債務者　樋口　美恵
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部